

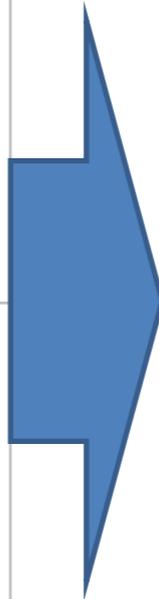
大阪府における制度実現に向けた課題整理

これまでの委員からの主なご意見

論点	委員からの主なご意見
▶ 新たな財源の必要性、目的、使途	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人観光客が増えていく中で、地域の土台を整備、育成するにあたり必要ではあるのかなと感じている。大阪府で、何のためにあえて外国人からだけ取るのか、目標達成の評価や、今後の地域の整備に必要な金銭額の提示という積極的な理由の構築と共有を優先してすべきことだと思う。 ✓ 制度として成り立たせる際に、外国人のみに生じる問題や行政需要など、正当な根拠があるのかが重要となる。 ✓ 制度として平等かつ公平かつ公正な徴収ができ、適切に活用されることを考えた上で、目的を明確にしなければ、新たな制度の導入は困難。外国人旅行者の増加に伴い発生する課題が何であるのか、それらを明確にする中で、果たして誰からどのようにお金を徴収して、それらを何にどう使うのかが定められるようになるのではないか。 ✓ 観光客が増加することによって発生する課題は、必ずしも外国人のみによって引き起こされているものではなく、そこを切り分けるのはかなり厳しい。
▶ 海外・国内の先行・類似事例の調査	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 様々な海外事例があるので、コンサルの方にも入っていただき、集めた資料等を土台にゆっくり時間をかけて議論していくことも必要と考えている。
▶ 財源確保の手法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 税制度として、外国人だけ負担を求めることは、課税の公平を損なうもので、相当明確な根拠が必要。 ✓ 税以外の手法として、原因者負担や受益者負担が考えられるが、相互関係の明確化が必要。加えて、多額の歳入を見込むことは難しく、財源としての効果が乏しい。 ✓ ハワイでは古くからゴルフ場の料金を、住民と観光客で料金を変えたり、タイやインドネシアでは、世界遺産の入場料を、住民は無料で外国人からだけ取っている。二重価格という考え方も外国人から取りたいということならばあると思う。 ✓ 主にアメリカやヨーロッパの一部で取り入れられているT I D（Tourism Improvement District）について、外国人に特化しているわけではないが、宿泊税に加えて何かを取るといった話では、このようなアメリカの先行事例もあると思う。
▶ 負担を求める対象の整理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 何をもって外国人旅行者と定義するのかを明確にし、そこから追加の負担を求めていいのか、徴収する対象の整理を適切に行う必要がある。
▶ 租税条約との関係	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 税制度において外国人とそうでない人を区別して異なる扱いをしている例はない。外国籍であるからという理由で不平等な扱いをすることは、租税条約や憲法にある平等原則に抵触する可能性がある。
▶ 収納方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大阪府というような都道府県単位のスケールで徴収する仕組みというのは、大阪府の都市機能、すなわち関西空港などが立地するゲートウェイや、交通結節点という都市機能の性格上、通過者も多く存在し、それを絡めて徴収していくのは、かなり難しいと思う。 ✓ 国や関西広域レベルで実施するなどの考え方も必要ではないか。 ✓ 特別徴収義務者（宿泊施設事業者等）の事務コストや経営負担が生じないような制度にする必要がある。
▶ 宿泊税制度との関係性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政需要に対する大きな財源確保が必要だというのであれば、端的に宿泊税を引き上げる方向のほうが生産的ではないか。

大阪府における制度実現に向けた課題整理

	実現に向けた課題	現在の検討状況
新たな財源の必要性、負担対象の整理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人旅行者のみに起因する課題の特定が必要 ✓ 外国人旅行者の定義 	3ページ 「新たな財源の必要性、負担対象の整理」 ⇒ 徴収目的・理念、財源の使途、負担の対象を整理
法的・税制面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 租税条約との整合性 ✓ 憲法（平等原則）との整合性 	4～5ページ 「法的・税制面の課題」 ⇒ 憲法、租税条約との整合性を整理
実務面の課題（オペレーション）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 隣接府県の境界での徴収は非現実的 ✓ 観光施設での徴収は、新たな業務負担が発生 	6ページ 「実務面の課題」 ⇒ 徴収ポイントの検討、課題整理
宿泊税との区別化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ オーバーツーリズム対策、まちの美化など既存の財源である宿泊税で対応済 	7～8ページ 「宿泊税など他財源との差異」 ⇒ 宿泊税の目的・使途、宿泊税で対応しきれない範囲の確認



新たな財源の必要性（目的、使途）、負担対象の整理

【制度実現に向けた課題】

- 何のためにあえて外国人のみ負担を求めるのか、外国人旅行者のみに起因する課題の特定が必要。
- 外国人の定義を明確にする必要がある。

■これまでの議論を踏まえた現在の想定

【徴収の目的】

- 訪日外国人旅行者の増大に伴い、観光インフラの整備ニーズの増大に加え、今後、混雑やごみのポイ捨てなどのオーバーツーリズムの発生や、公共サービスの利用増大による住民サービスの低下が懸念される。そのため、観光客と地域住民との共生を図るため、外国人旅行者に対して一定の費用負担を求めるもの。

【財源の使途】

- ① 外国人旅行者の利便性や快適性を高めるもの（公衆トイレの増設・洋式化、案内表示等の多言語化 など）
- ② 地元住民等との間で生じる問題を解決するもの（外国人旅行者のマナー啓発、スマートゴミ箱の設置 など）
- ③ 行政サービス費用の増大に対応するもの（外国人旅行者の救急搬送に要する費用 など）

【負担の対象】

- ✓ 外国人旅行者の来阪に伴い発生・増大する行政需要（財政需要）に対応するための財源確保策であることから、「大阪府以外の地域から大阪府へ入域する日本国籍を有しない者」や「大阪府以外の地域から大阪府へ入域する者のうち、日本国内に住所を有しない者」といった対象が考えられる。

法的・税制面の課題（憲法や租税条約との整合性）

【制度実現に向けた課題】

- 都道府県が「外国人旅行者」を納税義務者とする新たな法定外税を創設する場合、日本国憲法第14条に定める平等原則および租税条約の国籍無差別条項に抵触するおそれがある。

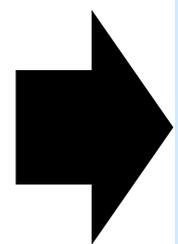
■ 事務局による現時点の整理

〔憲法適合性〕

- ✓ 日本国憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等である」と規定されており、通説および判例（最大判昭和53年10月4日）では、原則として日本に在留する外国人にも平等権が及ぶとされているところ、**日本に居住していない外国人旅行者にまで同等に保護されるとは限らず、また、税制上の区別が合理的な目的に基づき、必要かつ相当な範囲で行われる場合には、憲法第14条には抵触しないと考えられる。**

〔租税条約適合性〕

- ✓ OECDモデル租税条約では、第24条第1項の規定（国籍無差別条項）により国籍に基づく差別を禁止している。また、同条第6項において、租税条約の対象となる租税を定めている第2条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用すると規定されている。なお、日米租税条約においては、第24条第6項により、同条第1項の国籍無差別条項は地方公共団体によって課されるすべての種類の租税にも適用すると明記されているところ。したがって、**大阪府が国籍を要件とする「外国人旅行者」を納税義務者とする法定外税を創設することは、国籍無差別条項に抵触すると考えられる。**



- 税制度以外であれば、租税条約は当然に適用されないと考える。
- また、府が実施した海外事例調査の有識者ヒアリングにおいて、税理士から「租税条約は所得税や法人税などの直接税の二重課税防止や脱税・租税回避防止を目的としており、宿泊税のような間接税には適用されない可能性がある」との意見が示されている。

法的・税制面の課題（憲法や租税条約との整合性）

<関係条文等（抜粋）>

○日本国憲法

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○OECDモデル租税条約

第二十四条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。
- 6 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、全ての種類の租税に適用する。

○日米租税条約（平成十六年条約第二号）（抄）

第二十四条

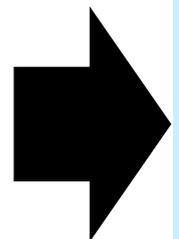
- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、特にすべての所得（当該一方の締約国内に源泉のある所得であるか否かを問わない。）について租税を課される者であるか否かに関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。
- 6 この条の規定は、第二条及び第三条1（d）の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって課されるすべての種類の租税に適用する。

実務面の課題（徴収オペレーションの検討）

【制度実現に向けた課題】

- 隣接府県の境界での徴収は非現実的
- 観光施設での徴収は、新たな業務負担が発生

	宿泊施設	交通系				文化施設（観光施設）
	ホテル等	航空関係	港湾関係	鉄道関係	自動車	美術館・博物館
徴収ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館 ・特区民泊 ・新法民泊 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内線空港 ・国際線空港 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪港等 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR ・私鉄 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー ・レンタカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立美術館 ・私立美術館 など
評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内外問わず徴収している既存の宿泊税と同様の仕組みで徴収可能であると考えられる。 ✓ 利用者に負担の目的を説明しやすい環境であるが、新たな国籍の確認作業に伴う事務負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 空港の国際線や港等であれば徴収可能と考えるが、これは地方自治体が主体で制度創設を進めるのではなく、国レベルで導入すべきものとする。 ✓ その他の交通系については、地続きである大阪府の立地特性から鑑みて、ほぼ全ての移動手段で現実的ではないものとする。 				<ul style="list-style-type: none"> ✓ 徴収可能と判断するが、徴収目的の意図などが施設等に対して理解を得ることが必須。 ✓ ただし、現時点では外国人か否かを確認するオペレーションがないため、新たな作業が施設等のチケット販売所などで発生する。



- 宿泊施設での徴収：既存の宿泊税と同様の仕組みでの対応が現実的。
- 交通機関での徴収：空港や港など入国時の課金は技術的には可能だが、国の機関との調整が必要。
鉄道系での徴収は、徴収場所の観点の実態性から鑑みて、実現は困難。
- 文化施設での徴収：技術的には可能だが、チケット販売所等で新たな作業が発生し、徴収事務の負担が大きい。

宿泊税など他財源との差異（宿泊税の使途）

【制度実現に向けた課題】

- オーバーツーリズム対策、まちの美化など既存の財源である宿泊税で対応が可能であり、新たな財源との差異を明確にする必要がある

【宿泊税の使途との差異】

- 宿泊税は、「観光客の受入環境整備」といったインフラ整備に活用されているが、例えば、ゴミ処理費用などのランニング（維持・管理）経費には充てられていない。
- 外国人旅行者の増加に伴い発生するランニング経費に充当するなど、これまで宿泊税で対応できていなかった財源を賄うため、新たな財源を確保する必要性はあるといえる。

ただし、新たな財源確保策を検討するにあたっては、既存の観光財源の状況にも留意する必要がある。

大阪の観光振興にかかる施策の柱

大阪の観光振興にかかる施策の柱に基づき実施する全ての施策について、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する視点をもって取り組んでいく

観光客と地域住民相互の目線に立った 受入環境整備の推進

観光客受入のための基盤整備・持続可能な観光の促進

- 多言語対応の強化
- 観光客が手軽に、欲しい情報を入手できる情報通信にかかる環境整備
- 観光案内機能の充実
- 設備等の国際標準サービスの提供
- オーバーツーリズムの抑止・抑制
- 宿泊施設の整備
- ホスピタリティの向上
- 人手不足に対応するためのデジタル技術の活用や観光人材の育成
- 観光バス等の駐車場の整備
- 観光施設等のバリアフリー化

府域における交通アクセス等の容易化・円滑化

- 公共交通機関と連携した旅行者のシームレスな移動の促進
- 観光スポットをめぐるバスの運行

文化・生活習慣に配慮した対応

- ムスリム旅行者をはじめとした対応の促進
- 文化・生活習慣の違いについての観光客・受入側の相互の理解促進

安心・安全の確保

- 医療機関、災害・事故等に関する情報の発信
- 災害発生時の避難誘導対応 等

魅力づくり及び戦略的なマーケティング、 プロモーションの推進

魅力溢れる観光資源づくり

- 既存の魅力資源の整備・活用
- 国内外から集客できる魅力づくりの推進
- 民間による観光集客施設の新設・魅力拡大

効果的な誘客促進

- 観光マーケティング・リサーチの強化
- 積極的な大阪の魅力の情報発信
- 国内外から人を呼び込むためのプロモーションの推進
- MICE誘致の推進
- 観光振興に繋がる団体、プロフェッショナルの育成

宿泊税など他財源との差異（宿泊税収の状況、国・他自治体の状況）

【宿泊税収の状況】

- 昨今の訪日外国人旅行者の増加などに伴い、直近の宿泊税収は増加傾向。また、R7.9の制度改革により、今後さらなる宿泊税の増収が見込まれる。

R5（決算額）	R6（最終予算）	R7（当初予算）
25.1億円	32.7億円	<u>73.4億円</u>

⇒ 増収が見込まれる宿泊税を活用し、R7よりオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組など、新たな施策を展開

【他の自治体の状況】

- 全国各地で新たに宿泊税制度を導入する自治体が増加傾向
R7.4現在：〔導入済〕12自治体、〔導入予定〕12自治体
※その他、検討中の自治体が多数あり
- 京都市では、R8.3の制度改革をめざし、現在総務省と協議中。10万円以上の宿泊者に対しては、導入自治体の中では最高額となる10,000円の税率の設定するなど、大幅な改正により、130億円程度の税収が見込まれている。なお、税収はオーバーツーリズム対策を含めた観光施策での活用を想定。

【国の出国税引上げ検討】

- 国が1人1,000円を徴収している「国際観光旅客税」（出国税）を3～5倍程度に引き上げる案を検討しており、オーバーツーリズム対策などに税収を充てられるよう用途を拡充するとの報道あり。
(R7.5.19参院予算委員会において、石破首相が出国税の引き上げについて検討する考えを示した)

〔参考〕現在の国際観光旅客税の制度概要

納税義務者	船舶又は航空機により日本から出国する旅客（日本人、外国人問わず）
税率	出国1回につき1,000円
税収の用途	令和6年度予算額：440億円 ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備（129億円） ② 日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化（80億円） ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等（231億円）